

「令和7年度高知県犯罪被害者等支援推進会議」

開催日時：令和7年9月17日（水）10：00～12：00

場 所：高知県立人権啓発センター 6階ホール

委員氏名：大城由美、八田章光、中橋紅美、井上浩之、中澤宏之、古谷純代、津野桃代、
笹岡貴文

議 題：次第参照

1 開会

事務局の紹介

2 議題

（1）会長の選出

井上委員を会長に選出。会長が議事録署名人2名を指名。

（2）「高知県犯罪被害者等の支援に関する指針」に係る支援施策の取組状況

事務局（県民生活課）

資料3-1「高知県犯罪被害者等の支援に関する指針」に係る支援施策の取組状況
（犯罪被害者支援に特化した取組）について説明。

委員

9ページの令和6年度の主な実績について、市町村担当課長会と担当者会、犯罪被害者の支援に係る関係機関向けの研修会の実施とあり、市町村参加数を記載しているが、いずれも参加していない市町村はあるか。

事務局

出席者名簿や、アンケートも採っているのので、後日情報お伝えする。

委員

犯罪被害の相談員の育成には要件があり、約3年以上相談に応じる業務に従事した期間が必要である。時間もかかり、かつ高齢化している中で、継続的に相談員を育成していくことについて、県としてどのような方向性があるか。

事務局

県ではこうち被害者支援センターに対し、性暴力サポートセンターに関する運営と、県の補助金制度の申請支援など、二つの事業を委託している。二つの事業の予算には人件費等も含んでおり、その中で人材育成を図っていただきたい。また、資料3-1の9ページの実績にある支援員の養成講座に対する支援で、市町村や関係機関への周知も引き続き行っていく。他にも県外の大学等で行われる研修の費用等も計上しているので、そういう機会も利用してスキルアップもお願いしたいし、それを続けていくということが人材育成につながると考える。

委員

研修等、支援をいただいていることは、有り難いと思う。しかし、相談支援員は研修を受けるだけでは相談業務には応じられない。相談を受ける側の人材の育成は、長期的な目線で育成を図っていかないと成り立たないものと考え。そのような目線での人材育成についても何か考えられているのか。

事務局

単発の研修で養える力は限られている。いかに実践力を身につけてもらうかが大変重要だと考えるので、人材育成方法を引き続き検討していきたい。

会長

どこでどういう方法で実務経験を積むかは非常に難しいと考える。

委員

委員の意見に関連するが、過去この会議で県の担当課長や職員が自分たちも実際に研修を受けると前向きな意見を述べていた。とても大事なことである。委員が担当するこうち被害者支援センターで相談員として現在活躍される方の中に元県職員がいるか。

委員

毎年養成講座を開催しているが、講座を受講する方はいても、全部受け終わる方は限られてくると、受講のみで終わる方もおり、実際相談員になる方は1年間に1、2名くらいだと考える。

委員

その中に元県職員が何%くらいというのは把握されているか。

事務局

令和6年度は、資料9ページに掲載している支援養成講座受講者数は21名で、センターの支援員として登録された方が2名とお聞きしているが、その方が行政職員であるかまでは把握できていない。

委員

ほとんどの取組が犯罪発生後の取組になっており、資料6ページの重点課題の(5)安全の確保の主な具体的施策で、施設における一時保護の実施や児童虐待の防止・早期発見のための体制整備を記載しているが、それ以外の取組はないか。

事務局（高知県警察）

県警察の県民支援相談課では多岐にわたる相談を受けている。その中でもDV・ストーカーの初期段階、いわゆる端緒となるような情報も入ってきている。それを見過ごすことのないように当課で相談を受けた後に直ちに人身安全に関する所属等と連携を密にしながら対応している。

委員

最近ニュース等で、ストーカーの被害について、初期に相談しているものの対応が遅れたり、児童虐待等についても対応の遅れが問題になっている。様々な相談員から上がってくる情報がしっかりと共有されているのか、全ての犯罪において対応の遅れが共通した課題になるのか疑問に思い質問した。

委員

資料3-1の4ページの基本方針の1の相談窓口の実績で、女性相談支援センターでDVの相談が353件と記載があるが、電話等の延べ件数なのか実件数なのか。また、相談後どのような対応、解決をしているのか、犯罪被害者支援の何らかのスキームでサポートされているのか。

事務局（人権・男女共同参画課）

女性相談支援センターにいただいた相談については、毎月相談いただいた件数を積み上げており、基本的には月をまたぐと同じ方からの相談があっても重複してカウントするが、実人員に近い形の件数にはなっている。相談受理後は、様々な関係機関や専門機関につなぐこともあり、法律的な対応をするときは、弁護士の無料相談につなぐこともある。本当

に避難が必要というときは、警察への相談を促し、自分の身を守るよう伝えている。年間で一時保護が 25 件あったが、半分ぐらいのケースは警察からの連絡で保護を実施した。

委員

警察に連絡するように促すということだが、その情報は警察に直接行くことはないのか。

事務局（人権・男女共同参画課）

相談者ご自身の名前を名乗られない相談ケースも多くあり、実際にはどういう状況かわからない。

委員

資料 3 - 1 の 9 ページに指定被害者支援要員とあるが、どのような支援をされているのか。

事務局（高知県警察）

指定被害者支援要員制度についてであるが、被害者の方に事件後に様々説明をしても混乱しているため、忘れてしまうことがある。指定被害者支援要員は、捜査員とは別に支援を専従して行う職員のことである。被害者の手引等を作成し、それを基に被害者の方に説明するなど、様々な支援にあたっている。

委員

この制度の存在を知らなくても、被害者の方には必要であれば、指定被害者支援要員の方が付いてくれて、いろいろ説明を行ってもらえるという理解でよろしいか。

事務局（高知県警察）

そのとおり。対象事件が発生すれば、届出があった段階で支援要員としての任務を行うこととなっている。

3 その他

(1) 地方自治体における犯罪被害者等支援の取組状況

(2) 警察における支援と連携の必要性について

資料4 地方自治体における犯罪被害者等支援の取組状況

資料5 警察における支援と連携に必要性について
について説明。

委員

条例制定のお願いについて各市町村を回り、説明しているということだが、市町村がなかなかスムーズに動かなかつた理由は何か。財政的な問題か。個人的には、人材の問題だと考えているがどうか。

事務局（高知県警察）

要因は様々あると考える。そもそも被害者の方がいないといった意見や、必要性は理解はできるが、見舞金制度になると予算措置が必要になってくるという意見、条例を制定するとなったら、根拠が必要になってくるといった意見がある。

新たな施策を立ち上げると、実績や数の見積りなど、何かしらの数字が必要になってくるので、適宜説明している。お答えさせていただく中で、納得してくださる市町村もある。

委員

財政については頑張ってもらうしかないと考える。人材については、やはり人件費の問題が非常に大きいので、市町村として人を割けないのが実情だと思う。制度を作って、担当者さえ置いてもらえれば、県や警察がバックアップするということが保証されれば、可能性はありそうだと考える。

事務局（高知県警察）

各市町村で総合的対応窓口は既に設置をされており、担当職員は在籍している。お願いにあたっては、専従する方を置くことまでは求めている。被害者の方が来られたとき、若しくは警察等がつかない時に、他の機関と連携しながらスムーズに被害者支援ができるような体制の構築を市町村に呼びかけている。したがって、人材面についての問題は発生していない。この業務の必要性について担当職員の方にご理解をいただくとともに、体制構築を進めていただくための研修なども行っている。

委員

首長等にご理解いただき、対応していただいたら進みそうという理解でよろしいか。

事務局（高知県警察）

その理解でかまわない。今、町村会や市長会の事務局にもご協力いただき、町村会や市長会で高知県警察の本部長からも説明を行い、取組を進めていただくようお願いをしている。

委員

承知した。

もう一点お聞きしたい。この犯罪被害者等支援推進会議は、当初の議論では国の支援がまだまだ手薄であることが前提であり、県として最低限行わなければならない施策を議論してきた。しかし、去年ぐらいから国の支援も手厚くなってきた。それを受けて県として行うべきことについて当初と違いはあるか。

事務局

近年の国の動きの中で、県が支援のハンドリングを担うよう要請があったりもするので、資料6で後ほどご説明させていただきたい。

会長

香川県の全市町村が1年間で条例を制定したのは何か作戦があったのか。

事務局（高知県警察）

香川県においては昨年度、警察本部長が各自治体をお願いをして回ったと聞いている。それを踏まえて本県においても、町村会や来月には市長会の場で本部長からお願いすることとしている。

事務局

確認であるが、委員が先ほどおっしゃった「県として行うこと」というのは経済的な支援制度のことか。

委員

そのとおりである。

事務局

その点については今のところ考えていないが、警察からも説明があったように、市町村に支援制度を設けていただくことを県としても一緒に働きかけていきたいと考えている。

委員

被害者が他市町村で仕事をするといった場合、横断的に市町村で連携することはできないのか。1 町村では負担が大きくなることを考えると、横断的に支援ができる仕組みがないと、これからは人口減少で立ち行かなくなる。

事務局

それができるのかどうかも研究していきたいし、資料 6 で説明させていただく多機関ワンストップサービスの構築では、県がハンドリングをしながら市町村を巻き込んで支援をしていく仕組みを作るよう要請があるので、今まで以上に県は市町村と連携できる形にしていく。

3 その他

(3) 多機関ワンストップサービスの体制づくりについて

資料 6 多機関ワンストップサービスの体制づくりについて
について説明。

委員

先ほどの高知県警察の説明を聞き、犯罪被害者を守るという熱量を感じ感動した。香川県の全市町村が 1 年間で条例を制定したのも、説明に回った本部長に熱量があったから実現できたのではないか。高知県でも熱量をもって、各市町村に伝えていくことが一番大事ではないかと感じた。

委員

多機関ワンストップ体制が来年 4 月から始まるということだが、現在も犯罪被害者から相談を受けた場合の支援の仕組みがあるが、来年 4 月以降は資料 6 の図に示されたものに一元化されるのか、それとも既存の仕組みと併存されるのか。

事務局

併存の形になると考えている。被害者の同意を得ることを前提に、どのような情報を支援機関がコーディネーターに上げていくかといった内容を取り決めた要綱についてもこれから協議していく。

委員

緊急性を伴うような事案も中にはあり、一元化されてしまうと緊急な対応は難しいと考えている。また、いろんな人がいろんなことを言い出すと、組織が動かないことはよくあることなので、併存という形が良いと考える。

事務局

緊急的な案件は代表する機関が支援を行うなど、円滑な支援ができるよう考えていく。

委員

多機関ワンストップサービスの体制は、かなりの多機関が関わらなければいけない場合には、このスキームが必要だが、そうでない案件の方が圧倒的に多いと考える。支援員や相談員が継続してパートナーとして動く仕組みができたなら、被害者はすごく安心できると思う。例えば、警察で設置されている指定被害者支援要員は、被害者がある程度被害から回復されたら支援を打ち切るのか、それとも支援には限界があり、ここまでしかできないといったことがあるのか。場合によっては指定被害者支援要員がコーディネーターにつないで、ご本人の代理としていろんな交渉を行うことができれば良いと考えたが、可能か。

事務局（高知県警察）

資料に記載のとおり昨年度、指定被害者支援要員を運用した件数は100件である。これは対象犯罪が決まっているわけではないが、指定被害者支援要員制度は警察署で指定しているものであり、我々支援室の人間ともまた業種が異なる。支援要員として対応もするが、別の案件になると捜査員としての業務を行うこともある。

一人の者が支援要員として従事していくのは理想的な形ではあるが、支援要員のメンタル的な部分も考える必要がある。被害者が信頼できる支援要員と出会えれば一番良いが、なかなか簡単にはいかない。その点については、各部署の支援要員同士の連携を深めることで、漏れなく支援をしていきたいと考えている。対象事件が発生した際には、3週間以内に被害者の方の要望を聴取して、必要な機関につないでいくというような形で運用をしているところであり、支援要員が最後の裁判まで継続して関わっていくのは、現状では難しく、関係機関と連携して対応していきたい。

委員

コーディネーターは、被害者とはどういう関係になるのか。被害者に直接会って寄り添うような立場なのか、いろんな機関をつなぐ橋渡しが主な仕事なのか。

事務局

両方になる。被害者の方に直接話を聞き、ニーズもお聞きして寄り添っていく立場と、各支援関係機関につなぐとともに作成された支援計画が確実に実行されているかを確認する立場の両方である。

委員

被害者の立場からすればコーディネーターにも頼るという認識で良いか。

事務局

その認識でかまわない。また、これから運用についても考えていかないといけないが、相談を受理した機関の職員との連携も重要だと考える。県単体で支援に動いていくのは難しいと感じている。

委員

町村としてはこの多機関ワンストップサービスの体制は非常に有り難いお話と考えている。昨今の民間企業による賃上げもあり、町村としては職員の確保に四苦八苦している状況である。高知市から遠ければ遠いほど職員の確保が非常に厳しくなり、年に3、4回試験をしても1人とか2人の受験者しかいない状況になっている。そうすると、例えば、高知市職員の方1人が1つの業務を持っているのに対し、職員者の少ない自治体では、1人で10の業務を抱えている状況になる。そのような状況で被害者のご相談を受ける。本当はずっと寄り添えれば良いが、10の業務を抱えている職員だと、継続的かつ専従的に寄り添うのは厳しいと考える。そのような中、この多機関ワンストップサービスの体制は町村の職員としては非常に有り難いと感じている。

委員

コーディネーターにおける役割は多岐にわたると考える。相談受理機関からの情報収集や被害者等にも直接接しないとけない点、他機関との調整役等あるが、具体的にどういった方をコーディネーターとして想定しているのか。また、1人で良いのか。多岐にわたる犯罪の種類がある中で、コーディネーターが見つかるのかも心配をしている。今

の県の考えを教えていただきたい。

事務局

犯罪被害にかかわらず相談業務に精通した方や福祉サービス等の市町村の住民サービスに精通した方を想定している。また、県がコーディネーターを設置するにしても、県が全部支援するのではなく、実際は市町村や関係機関も支援を行っていくので、支援業務の差配ができる方が望ましい。

今は1人のコーディネーターを置こうと考えているが、資料6に記載しているような仕組みを回していかないといけないような事案は恐らくそんなに多くはないと考えている。コーディネーターだけでなく県、課全体として関わり、しっかり支援の計画も作っていききたい。他機関と調整会議をするに当たっても、課の職員も一緒にやっていきたいと考えている。

警察庁でも、コーディネーターにアドバイスをする職員を設置しているので、支援に困った際はその方から助言をいただくこともできる。また、コーディネーターになる方、既になっている方を対象にした研修も始まっているので、そのような研修を受講しながら当課全体で関わっていききたいと考えている。

委員

補助金制度について高知では補助金が高知県で見舞金であると説明されていたが、見舞金であれば、例えば20万円だったら20万円の使途に制限を設けることなく支給されるが、補助金は、対象となる費用が要件で決まっており、それ以外には使えないという仕組みになっているのが、使い勝手が悪いとの声が現場サイドで挙がっている。今すぐ動ける話ではないと思うが、使い勝手の良い仕組みに徐々に変わっていけば良いと思う。

事務局

継続して検討していく。今は使いづらいところがあるかもしれないが、支援センターや警察から相談をいただいたときにはなるべく補助を出せるように考えて対応している。また、概算払いもできるようにしているので、その点についても周知しつつ、使い勝手の良い制度になるように、長期的に検討させてもらいたい。